

議案第91号

幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例

幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成19年条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項に基づき、幕別町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の定数を定めるものとする。

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、24人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

（経過措置）

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第30条の規定に基づき、農業委員を任命するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。